

国民健康保険の現状と保険税率の改定について

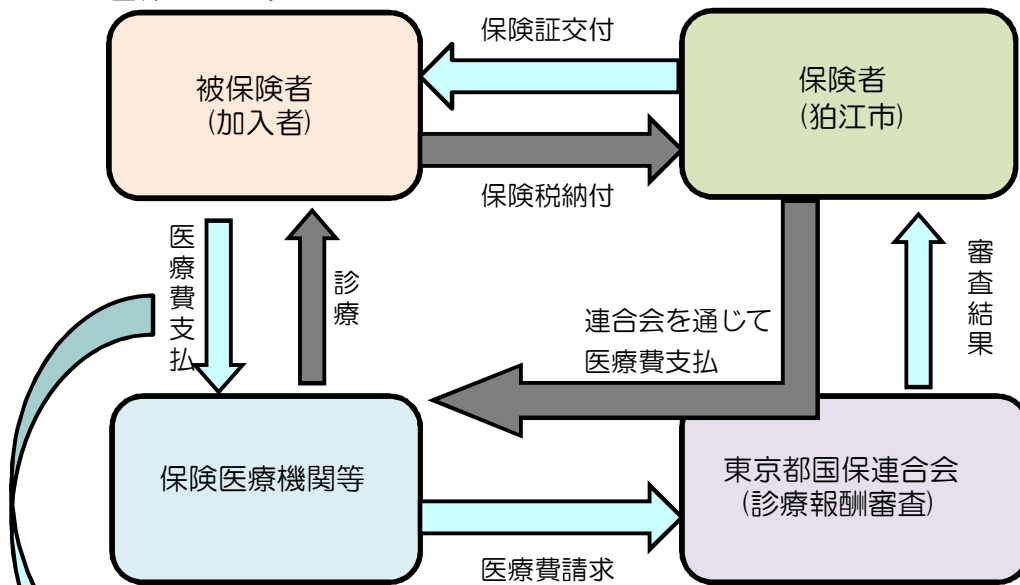
狛江市福祉保健部健康支援課保険年金係

1 国民健康保険の現状

(1) 国民健康保険とは

- 国民健康保険【国保】は、病気やケガをしたときの医療費を、加入する人たちがお金を出し合い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。
- 国保を運営するのは市町村で、これを「保険者」と言います。また、加入する人を「被保険者」と言います。国保は、相互扶助の地域医療であり、被保険者一人ひとりが納める保険税や国・都・市負担金等で運営されています。

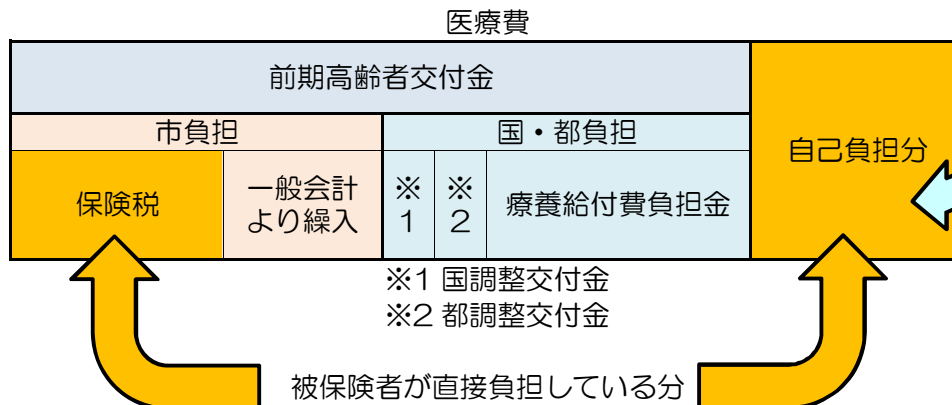
■ 国保のしくみ



自己負担分	区分		負担割合
	・義務教育就学前		2割
	・70歳以上75歳未満で一定所得以下 ※		1割
	・上記以外の方		3割

※本来は2割ですが、平成24年3月31日まで据置きとなります。

■ 医療費負担のイメージ



(2) 国民健康保険の現状

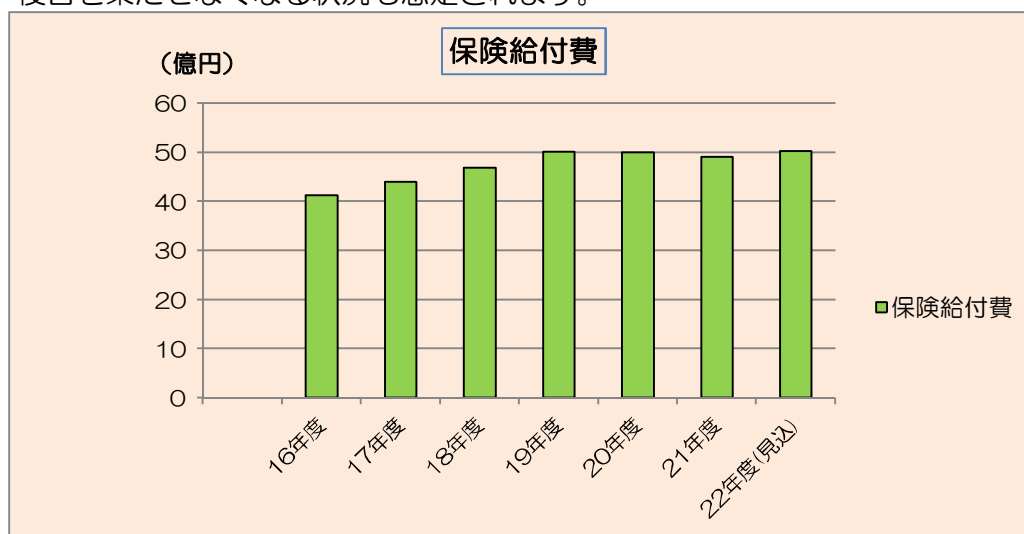
- 国保は、医療保険制度の中核として、大変重要な役割を果たしていますが、急速な高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費は年々増加の傾向にあります。
- また、経済の長期低迷による失業や給与の削減などで、所得の少ない方の加入割合が増加する傾向にあり、厳しい運営状況になっています。

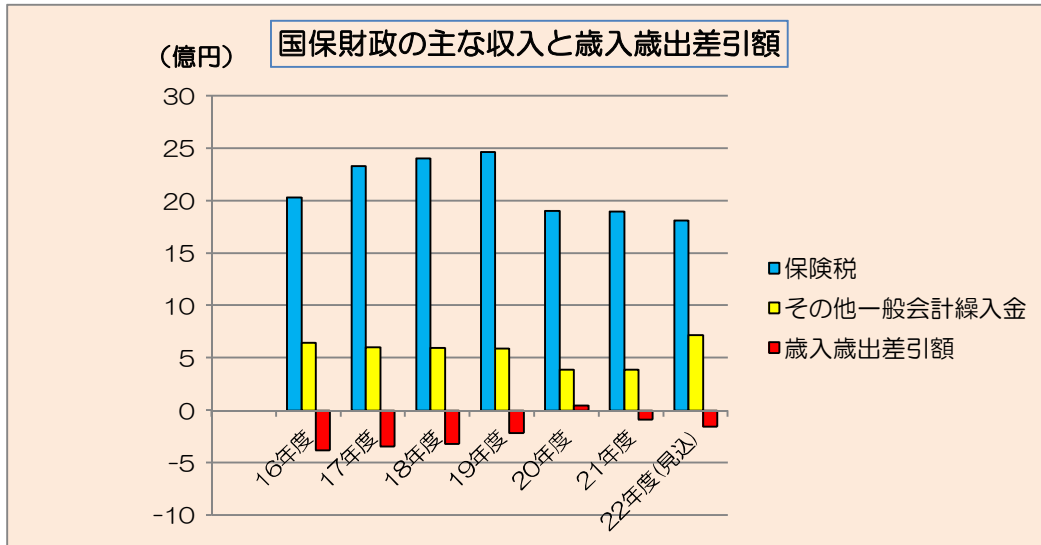
(3) 保険税確保のための取組み

- このような状況の中で保険者である狛江市は、保険税の収納率向上に向け納付相談をはじめ、被保険者世帯の訪問、夜間・日曜の催告などで保険税の確保に努力しています。
- また、事情があって滞納されている世帯にはそれぞれの事情に応じた納付方法をお勧めし納付しやすい環境を提供しています。なお、理由または連絡や相談のない滞納については、保険証の期限を短縮したり財産調査や差し押さえ処分をすることもあります。

(4) 国保財政の状況

- 狛江市では、平成17年度に保険税の引き上げを行い、平成20年度まで毎年度、累積赤字は縮小していましたが、従前と同様に一般会計からの繰入を行い国保事業を運営してきました。
- 平成21年度決算で約8千7百万円の赤字となり、また平成22年度に都から約2億5千万円の借入を行いました。決算では約1億5千万円の赤字が見込まれます。
- また、現行の保険税率のままで平成23年度も国保事業を行うと3億円以上の単年度赤字が見込まれます。これを補てんするのは、一般会計からの繰入金を増額するか医療費の削減を図る方法があります。一般会計も厳しい財政状況にありこれ以上の繰入金を増額も困難な状況にあります。医療費の削減は、特定検診・保健指導などで健康管理の指導を推進していますが、赤字を解消するには至りません。このように国保財政は大変厳しい運営を行わなければならない、被保険者のみなさんが安心して医療を受けることができる医療保険としての役目を果たせなくなる状況も想定されます。





2 保険税率の改定

(1) 狛江市国民健康保険運営協議会への諮問・答申

市では保険者として国保財政の均衡を図るために保険税率を改定する必要が生じたため、狛江市国民健康保険運営協議会へ諮問し、答申をいただきました。

- 狛江市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため法律に基づいて設置されている市長の諮問機関です。

● 保険税率改定についての諮問内容 (平成22年12月21日)

◎ 平成23年度予算において財源不足が見込まれるため、医療給付費課税分の税率改定と基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の軽減割合の改正及び限度額引き上げの検討をお願いしました。

● 保険税率改定についての答申内容 (平成23年1月25日)

◎ 資産割税率は15%から10%に引き下げることにする。その他は諮問内容のとおり改定することを適当と認めます。

(2) 狛江市国民健康保険運営協議会の答申に基づく保険税率の改定

- 本来、国保財政は、独立した会計として運営すべきものですが、改定にあたって不足する財源を全額保険税に求めると大幅な引き上げになります。そのため、被保険者の方の急激な負担増を緩和するために、一般会計からの繰入(財政支援)を増額することと、低所得者層に対しては軽減割合と対象者の拡大をすることで保険税の引き上げ幅を抑制するよう改定しました。

■ 平成23年度改定の保険税率

区 分		現 行	改 定 後	引き上げ幅
基礎課税分 (医療分)	所得割	4.26 %	5.05 %	0.79 %
	資産割	18.20 %	10.00 %	△8.20 %
	均等割	15,100 円	19,200 円	4,100 円
	平等割	2,000 円	2,000 円	0 円
後期高齢者支援金等 課税分 (支援金分)	所得割	1.50 %	1.50 %	0 %
	均等割	13,500 円	13,500 円	0 円
介護納付金 課税分 (介護分)	所得割	1.17 %	1.17 %	0 %
	均等割	11,000 円	11,000 円	0 円

3 被保険者の皆様へのお願い

(1) 国民健康保険は、国民皆保険を支える大切な地域保険です。みんなが安心して医療を受けられるための大切な制度です。

(2) しかし、財政基盤が弱いのも事実であり、こうした実績を考慮して、一般会計からの繰入の増額により保険税の引き上げ幅を抑制しました。

低所得者層に対しては軽減割合と対象者の拡大をすることで保険税の引き上げ幅を抑制しました。

この状況をご理解いただき、このたび負担をお願いする平成23年度以降の保険税につきまして、ご協力をお願いいたします。

(3) 国保財政の健全な運営のためには、保険税の滞納をなくすことが大切です。保険税の収納率向上に一層のご協力をお願いいたします。

(4) 普段の食生活を見直す、生活習慣病などに配慮して、自分自身で健康管理に努めましょう。

市では、特定健康診査・特定保健指導、各種がん検診や各種健康づくり講座を実施しています。積極的に参加することで、病気の早期発見・早期治療や健康管理の知識を広げ、みなさまに健康をもたらし、国保事業（財政）の健全化につながります。

狛江市福祉保健部健康支援課保険年金係

〒201-8585

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

Tel: 03-3430-1111 内線2281・2282